

177-衆-予算委員会-15号 平成23年02月21日

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

今、国民の暮らしは本当に大変です。そして、暮らしの問題、外交も含めて、あらゆる問題で、国民は菅政権に対して怒りを通り越しているという状況だと思います。そして、きょうのテーマの政治と金をめぐる問題もしかりであります。

総理は、小沢氏が疑惑を持たれた以上、国会へのきちんとした説明は必要だと繰り返し言ってこられた。しかし、それはまだ、いまだに実現していない。その問題ですが、しかも、何を説明するかが問題だと思うんですね。

そこで、まず総理に伺いたいと思います。

私は、ちょうど一年前の二月十七日と三月二日の日に、この予算委員会で二度にわたって国土交通省直轄の胆沢ダムをめぐり談合疑惑について質問をし、政府に対して徹底調査を強く求めました。この事業は、総事業費二千四百四十億円と、大型な公共事業であります。総理は当時、ちょうどその隣の野田大臣がいらっしゃる席に副総理・財務大臣として座っておられて、私の質問に答弁もされました。覚えていらっしゃいますね。

○菅内閣総理大臣 多分、副総理として、財務大臣として座っていたと思いますが、内容までは、率直なところ、すぐには思い出せません。

○笠井委員 小沢氏自身をめぐっては、小沢氏事務所がいわゆる天の声として胆沢ダムを初めとして東北地方の公共事業の受注に決定的な力を持っていたのではないかと。去年の私の質問でも、工事を受注したゼネコンから莫大な献金を受けていたことを指摘したわけではありますが、そういう中で、水谷建設からの一億円の献金についても、そういう公共事業の受注絡みではないかという、国民の税金を食い物にした疑惑が提起をされてきたわけであります。

総理は、国会へのきちんとした説明が必要だと言われてきたということではありますが、小沢氏に対して、こうした疑惑についても国会で、質疑もあったんだから、それを踏まえて説明する必要があるということをお求められたんでしょうね。

○菅内閣総理大臣 昨年三月二日は、鳩山総理はお答えになっているようですが……（笠井委員「二月十七日は」と呼ぶ）ああ、そうですか。では、ちょっと違いますね。

今ちょっとおっしゃったところ、場合によったらもう一度御質問いただきたいんですが、私が何かを具体的に指示したはずだということをおっしゃっている……

○中井委員長 小沢さんとの会談で、水谷建設のことまで国会でしゃべるべきかどうかということをおっしゃったかということですか。

○菅内閣総理大臣 個別のそういう案件については触れておりません。いわゆる、国会で一般的に説明することが必要だという趣旨のことを申し上げました。

○笠井委員 疑惑を持たれた何を説明しなきゃいけないかということについて言っていないというのは、これ自体、私は疑惑の核心部分の一つだと思うんですが、それも聞いていない、求めているというのは、本気度が問われると思います。

胆沢ダムをめぐり談合疑惑については、私の質問に対して、当時の前原国土交通大臣が調査を約束しました。そして、国土交通省は、それを受けて、検証結果についての報告書を八月に公表

しているわけであります。これでありませけれども、「胆沢ダム及び八ッ場ダム発注事案に係る検証について 国土交通省 平成二十二年八月十一日」。検証したということは私は大事なことだと思うんですが、しかし、中身がどうかということが問われてくると思うんです。

そこで、大島大臣に幾つか伺っていきたく思うんですが、この胆沢ダム談合疑惑をめぐる事実関係について改めて確認したいんです。

胆沢ダムでは、二〇〇四年、平成十六年と、二〇〇五年、平成十七年に発注された二つの本体工事で国交省側に談合情報が寄せられたと思うんですけれども、それが事実かどうか。その情報というのは具体的にどんな内容だったのか、お答えください。

○大島国務大臣 笠井議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

ただいま、胆沢ダム、そして原石山採取工事についての談合情報が寄せられたのではないかと、この件についての事実確認がございました。これについては、先ほどお話がありましたように、さきの国会でも、笠井議員から御質問があり、前原大臣からも答弁があったと私も聞いております。

内容につきましては、胆沢ダムに関する工事については、平成十六年、十七年に二件の談合情報が寄せられた。その情報の内容は、第一期の堤体盛り立て工事に関し、落札者が鹿島建設に決定しているということ。それから、第一期の原石山材料採取工事に関し、落札者が大成建設ジョイントベンチャーに、下請が水谷建設に決定しているという内容でございました。

国土交通省では、当該の談合情報を受け、公正取引委員会へ通報するとともに、工事費内訳書のチェック等を行いました。その結果、これは、公正入札調査委員会というものを立ち上げてその中でチェックをしたところではありますが、不審な点が見受けられなかった。そういうことから、その当事者を呼んで、談合を行っていない旨の誓約書を入札参加者から徴取するという。そして、対応状況を、公正取引委員会に対して結果を報告し、入札手続を続行した。

その結果として、入札を行った結果、堤体盛り立て工事は鹿島建設の参加するジョイントベンチャーが、原石山採取工事は大成建設の参加するジョイントベンチャーが、それぞれ落札する結果となったという報告を受けております。

○笠井委員 要するに、二つの事業について談合情報どおりに落札をした、そしてその中に下請として水谷建設も入っていた、これは間違いはないですか。

○大島国務大臣 御指摘のとおりであります。

○笠井委員 そこで、パネルをごらんいただきたいと思うんです。

これが胆沢ダム本体にかかわる二つの大型発注工事であります。一つが堤体盛り立て工事ということで、契約金額が百九十三億八千万円、予定価格が二百六億二千万円、入札日が平成十六年十月七日。落札者は、鹿島、清水、大本特定ジョイントベンチャー。もう一つが、原石山材料採取工事、契約金額百五十一億五千万円、そして予定価格が百六十億四千万円、入札日が平成十七年三月十日。落札者が、大成、熊谷、間の特定ジョイントベンチャー。堤体の方は落札率は九三・九七％。そして、原石山の方は九四・四二％ということであります。

これらについて、二〇〇四年、二〇〇五年と立て続けに、今大臣からありましたが、談合情報が寄せられて、下請業者も含めて談合情報どおりの企業が落札したわけであります。それぞれの下請に水谷建設が入っている。

しかし、国交省の検証結果を見ますと、こうあります。「胆沢ダム談合情報事案では談合の事実は確認されておらず、ましてや職員の談合行為への関与が認められたわけでもない。」問題がなかったかのように最終的に結論づけている。国交省では一体何を検証したかが問題であります。

そこで、伺いたいんですが、国交省には、当時、特定の団体及び個人からいずれも実名で、複数回にわたり、談合情報が寄せられたということでもありますけれども、国交省側から情報提供者に直接接触をして、さらに詳細な情報を入手しようとはしなかったんでしょうか。

○大島国務大臣 事実関係だけ申し上げますが、昨年の国会でも委員からの御指摘等をいただき、入札にかかわった職員から聞き取りを行うなど、当時の調査内容や国土交通省の対応についてできる限りの検証を行った、その結果、談合をうかがわせるような事実は確認できませんでした。

そして、笠井議員からお話のように、昨年の八月十一日にその結果を公表しておりますが、その談合を指摘した方から聞き取りをやったかどうかについては、きょうの今の段階では、私、まだ確認しておりません。

○笠井委員 私、この報告書を読みましたら、職員からやったということでもありますけれども、情報提供者からやっていないんじゃないですか。

○大島国務大臣 今、担当の方から聞きましたが、御指摘のように、その通報をした方からの聴取はしていないということでもあります。

○笠井委員 それじゃ解明できないと思うんですよ。寄せられた談合情報の信憑性を判断するのは、極めて重要なことではないかと思います。相手側が実名で複数回も告発している以上、反社会的勢力の関係者ではない限り、可能な範囲で情報提供者との接触に努めるのが当然だと思うんですよ。そう思いませんか。

○大島国務大臣 私も、笠井議員からの御指摘を伺っておりまして、そのとおりだなと思います。

○笠井委員 やっていないで、本当に解明できないということだと思うんですよ、これは。

では、聞きますけれども、二つの工事のうち、原石山の材料採取工事の方ですけども、こちらの方では談合情報どおりに水谷建設が下請に入ったということでもありますけれども、契約締結後、そのことは確認していたんでしょうか。

○大島国務大臣 もう一度、大変恐縮ではありますが、御質問の内容についてお伺いしたいと思います。

○笠井委員 この原石山の方の材料採取工事ですけども、談合情報どおりに水谷建設が下請に入っていたということなんですけれども、契約が締結された後に、そのことは、下請に入ったということを確認したんでしょうか。

○大島国務大臣 私自身、この件についていろいろと内容を聞きましたが、確認したかどうかについては私自身は確認しておりません。

○笠井委員 私、これを読む限り、調べたけれども、結局、確認したかどうかを記憶した者がいないというわけなんです。つまり、ちゃんと確認したかどうかわからないということなんです。談合情報の信憑性を確認する努力がまじめに行われていたとは到底言えない、ずさんな対応だと思います。

国交省では、当時その程度の対応しか講じなかったのか。にもかかわらず、今回、民主党政権のもとで改めて行われた検証結果ですけども、これも結論は変わらずに、談合の疑いを確認す

ることができなかった、こう言えるのかという問題が出てくると思うんですね。

大島大臣、検証結果ではこう明記しております。大臣は恐らくこの資料を持っていらっしゃるんだと思うんですけども、十八ページのところにこうあります。

堤体盛立工事では複数の実名を名乗る情報提供者から数次にわたり落札者名に係る談合情報が提供されていたことから、例えば情報提供者からより詳細な情報を入手した上で、落札者名に関する情報について事情聴取で確認することにより情報の信憑性を判断する材料とすることもあり得たのではないかと思われる。実際、原石山材料採取工事では談合情報に含まれる下請企業に関する情報について事情聴取で確認している一方で、堤体盛立工事に係る事情聴取では、例えば寄せられた談合情報の内容に即してその真偽を確かめるなどの対応もなされていなかったことについては、不十分であったと評価せざるを得ない。

検証結果の報告で言っているんですね。そういうことじゃないんですか。

○大島国務大臣 私も、この件についていろいろ報告を受けましたが、御指摘のように、この内容については不十分だったと評価せざるを得ないということが、私もそのように思います。

○笠井委員 その事情聴取のあり方なんですけれども、国土交通省の談合情報対応マニュアルでは、談合情報があった場合に、各地方整備局に設置された公正入札調査委員会の判断で、入札参加者全員に対して事情聴取を行うことになっています。

胆沢ダムの工事をめぐっては、当時、具体的に入札参加者に対してどんな項目で事情聴取をしたんでしょうか、どんな項目で。

○大島国務大臣 大変恐縮ではありますが、私、そこまで現在の段階では確認しておりません。

○笠井委員 報告書にありますので、ちょっと確認していただけますか。項目です。

○中井委員長 笠井さん、時間がありませんから、もし御存じだったら読み上げてください。(笠井委員「いや、大丈夫です」と呼ぶ)

○大島国務大臣 これは、工事契約実務要覧、国土交通編というところではありますが、その中に、「工事の入札に先立ち、すでに落札決定者が決定しているとの情報等がありますが、そのような事実がありますか。」という問い合わせ、それから二番目には「本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、または話し合いをしたことがありますか。」、三番目には「あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、または話し合いでしたか。」以上の三点を確認するということでもあります。

○笠井委員 その三点ということではありますが、談合の疑いがある業者に対してそんな項目だけで事情聴取すれば、相手側に否定される結果になることは容易に予測できるんじゃないでしょうか。いかがですか。

○大島国務大臣 私もこの件についていろいろと事務当局からお話を伺いましたが、そのやりとりについては、御指摘のように、不十分であろう、私もそう感じております。

○笠井委員 報告書にも「容易に予測できる」と書いてあるんですね。

さらに、この国交省の検証結果によれば、当時の事情聴取は、「入札参加企業の責任のある者から「談合をしていない」という発言を引き出すことにむしろ意味がある」「個々の案件に応じて不

断に聴取内容を工夫していくという意識よりも、誓約書を取るための手段として実施していたと批判されてもやむを得ない側面がある。」と認めております。これについては、昨年、当委員会での私の質問に対して当時の前原国交大臣が「明らかにセレモニーでしかない、」というふうに答弁されたわけですが、まさにそのとおりだった、民主党政権のもとで検証してもそうだったと。

総理、今質問を幾つかやってきたんですが、国交省の検証結果ではさらにこう言っているんです。

「調査の結果、仮に談合を疑わせる事実が確認できない場合であっても、談合はないと確信できなければ、円滑な事業執行に努める発注者の責務として事業スケジュールへの影響や入札参加者に対する説明責任等について考慮しつつ、慎重を期して入札を取り止めることも選択肢として検討する必要がある。」「胆沢ダム談合情報事案については、このような検討がなされていたことは確認できず、」当時、「調査の結果知り得た事実をもって「談合の事実があったとは認められない」と判断しており、現在との比較でいえばなお慎重に検討する余地があったと評価せざるを得ない。」と。

民主党政権のもとで調査したら、そういうふうに評価せざるを得ないと言っているんですけども、こういうことから、胆沢ダムの本体工事では談合はなかったと判断することは到底できない。

これは行政の問題ですから、政府として再調査は当然だし、国土交通大臣に総理も指示すべきじゃありませんか。

○菅内閣総理大臣 私も詳細は存じ上げませんが、今の笠井委員と大島大臣とのやりとりを含めてお聞きをいたしております、やはり国交省において不十分な点があるならば、適切にさらなる調査を行っていくよう指導していきたいと思っております。

○笠井委員 事は小沢氏の疑惑にかかわる、しかも行政の問題としてあるわけですから、これ以上わからないということがあるとすれば、あとは御本人に聞くしかないんです。そして、行政が直接小沢氏になかなか聞けない。やはり国会の仕事は、国会としてちゃんと本人から説明責任を求めるといのは当然であります。

問題の胆沢ダムの二つの本体工事だけでも、契約金額は合わせて三百六十三億円にも上ります。国民の暮らしが大変なときに、この大型工事で談合などの不正行為が行われて、国民の税金がやみ献金として還流していたとすれば、重大な問題であります。行政をゆがめて国民の税金が食い物にされた疑惑がある以上、小沢氏には国会の場で国民に説明する責任がある。司法は司法ですし、国会は国会として、疑惑がある以上、真相究明と政治的道義的責任、これを明らかにする責務があります。その必要性は一層増してきている。釈明の場である政倫審じゃなくて、野党六党が要求しています小沢氏の当委員会への証人喚問の実現は不可欠であります。

委員長、衆議院予算委員会の審議中に実現すべく、さらに理事会で協議を進めて、詰めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○中井委員長 今までも理事会でたびたびと議論をいただいておりますが、今後も一層、事の重要性にかんがみて、議論を続けてまいります。

○笠井委員 最後に、総理に伺っておきたいと思うんですが、企業・団体献金禁止の問題であります。

このように、政治と金をめぐる問題が次々に起こって、公共工事をめぐっても癒着、談合などの問題が後を絶たない大もとには、企業・団体献金がある。きっぱり禁止することなしに、問題は解決しない。

民主党もマニフェストで企業・団体献金の禁止を掲げて、総理自身が、昨年九月の民主党代表選挙でも、クリーンでオープンな政治の実現を掲げて、国会でも繰り返しその立場を答弁されてきました。ところが、ずるずる先延ばしにして、企業・団体献金禁止が実現していないどころか、法案すらまだ国会に出されておられません。総理の本気度がやはり問われると思うんですが、本当にやる気はあるんですか。

○菅内閣総理大臣 先週十七日に、党の政治改革推進本部役員会において、政治資金規正法の改正案の骨子が了承されました。法制化作業に入っておりまして、提出の準備が整えば、この国会にも提出をしていきたい。本気でやってまいります。

○笠井委員 まだ法律がないとか、総理が、この間の答弁でいいますと、政党間協議ができていないからということでその問題がまだなかなか進まないという理由になっているということも言われたんですが、私は、それは理由にならないと思うんですね。

今、小沢氏の政治と金問題を抱える民主党自身が、まず、きっぱりと受け取らないという立場に立つかどうか。法律がなくなつて、我が党はずっと実行して、企業・団体献金も政党助成金も受け取らずに、個人献金でやっています。しかも、民主党案というのは、法律ができてから三年後という抜け穴まであるわけですね。企業・団体献金を禁止して、きっぱりと受け取らない立場に立ってこそ、個人献金だって集まるんですよ。個人献金が集まるには時間がかかるから、三年後と言われるけれども。

大体、企業・団体献金もらうわ、政党助成金もらうというような政党に、国民が献金を本当に個人献金で一生懸命やろうかという、そういう気にならない。そこが問題なわけですから、直ちに禁止に踏み切るとのことだと思っんです。

総理は、年頭の会見の中で、ことしを政治と金の問題にけじめをしっかりとつける年にしたいと言われました。法案の成立、三年間の経過措置などと言っていたら、ことしじゅうにけじめはつかないと思っんです。古い政治から一向に抜け出せない、決別できない、そういう態度が今、国民の怒りと不信を呼んでいるのだと思っんですけれども、いつまで先送りするんですか、やりますとされますけれども。

○菅内閣総理大臣 今申し上げましたように、この法案の骨子が十七日、先週了承されましたので、この国会中に法案を出す、それに向けて、私もきっちりやらせるための指導性を発揮していきたい。

今おっしゃった内容については、それを出した中で、もっと政党間協議で強力なものにする、あるいは三年という猶予期間をもっと短くする、そういう議論は議論としてさらに進めていきたい、こう考えております。

○笠井委員 政党間協議というものを言われましたけれども、では、ほかの党はどうあれ、まず民主党は率先して企業・団体献金禁止に踏み切る、そういう立場で臨まれるんでしょうか。

○菅内閣総理大臣 そういう立場でやります。

○笠井委員 野党六党の証人喚問要求に対しても、民主党はよく言われるんです。国民新党が反対しているとか、社民党が政倫審というふうに言っているからということで、なかなかこれは全会一致にならないからやらないというふうに言うんですね。ほかの党のせいにもされるわけですが、やはり、当事者である民主党自身が証人喚問に踏み切れれば、どの党だってこれは反対できないはずなんです。企業・団体献金もそうだと思うんです。

今、総理はやりますと言われたんですけども、ほかの政党はいろいろあります、まだもらっていらっしやるどころ、そして引き続きもらおうと思っているところもあるかもしれないけれども。これだけ大きな政治と金問題を抱えている、小沢さんの問題を抱えている、この民主党がどういう立場に立つか、ここが問われているんじゃないでしょうか。その辺の決意がもうちょっとはっきりしていないと、これはまだ政党間協議もあります、さらに三年間も短縮と言いますけれども、その辺のところが見えてこないんですよ、本当に。

ずっと民主党がこの問題を言われてから久しいんです。だけれども、結局、やるやると言われながら、まだ企業・団体献金禁止は実現していないんですから。ただやるやると言うんじゃないくて、本当にやるためにどうするんだというところをしっかりとってほしいと思うんですけども、どうでしょうか。

○菅内閣総理大臣 私にとっては、実はこれは三十年以上にわたる課題でありまして、そういう意味では、何としてもやらなければいけない。

今のところ、まだ自由民主党の方でもなかなか企業献金禁止ということに踏み切っていただけていないようですけども、たとえそうであっても、我が党としては、企業献金禁止の法案をこの国会に出す、そこで実現に向かって協力できる政党と進めてまいりたい、こう考えております。

○笠井委員 一年前に質問したときに、私も総理とこの問題はやりとりしたと思うんですけども、そういう中で、公共事業の受注企業からの献金の禁止、これもずっと言われてきて、共同で法案を出したりということもありました。これさえまだ実現していないんですね。

この問題については、総理、どういうふうに考えていきますか。これだけたくさん、公共事業をめぐるいろいろな疑惑がある、小沢さんの問題もある。そういう中で、こういう問題についても一体どういう態度をとるのか、明確に見えてこないし、これはまだ実現していないんですよ。これはどうしますか。

○菅内閣総理大臣 それを含めて、ぜひ進めたいと思います。

決して言いわけと言うのではなくて、例えば鉛筆一本を買うところもありますし、いろいろな事例がありますので、なかなかこれは、議論をしていくとそういった問題があることも御承知だと思います。

しかし、基本的に、国民の皆さんの税金が、そうした談合とかあるいはいろいろなことの中で政治家に還流される、そういうことはこれはあってはならないことですから、そういう原則に立って全力を挙げてまいります。

○笠井委員 税金の還流ということを総理は言われましたが、本当に国民は怒り心頭ですよ。だって、福祉の問題だって、それから保育園が足りない問題だって、本当に今、もう国民の皆さんは税金の使い道に厳しいわけですよ。その一方で、こんな還流をされているという問題は放置されている。これは一刻も放置してはいけない問題だと思います。

企業・団体献金についても、あれこれ理由をつける。それから、いろいろな問題、鉛筆一本と言われますけれども、そういうことを言われながら、なかなか踏み切ってこなかったという問題があるわけで、そんなことだから内閣支持率も最低になっちゃうんですよ。

まさに、そういう点では、政治と金問題を根本的に解決するためにも、企業・団体献金の禁止、そして公共事業受注企業からの献金も直ちに禁止すべきだ、このことを強く求めて、質問を終わります。